



梅雨期の交通事故防止！

梅雨時期になり、雨の日が多くなります。
雨の日には、視界や路面状況の悪化や「雨に濡れたくない」「早く家に帰りたい」などの心理的要素も加わり、晴れの日と比べ、交通事故の危険性が高まります。雨の日は、いつも以上に交通事故に気をつけて下さい。

ドライバーの皆さんへ 雨の日の運転に注意

- 雨の降り始めは、特に路面が滑りやすくなりますので、3つの急（急発進、急ブレーキ、急ハンドル）に注意しましょう。
- 早めにワイパーを作動させ、視界の確保に努めましょう。
- 雨の日は、車のヘッドライトなどが乱反射して、道路標示などが見えにくくなりますので、スピードを落としてしっかりと確認しましょう。
- 大雨の時は、特にスピードを落とし、十分な車間距離をとりましょう。

歩行者・自転車利用者の皆さんへ

- 雨の日は、車から歩行者や自転車が見えにくくなりますので、「明るい色の服装」「反射材を着用」し、ライトなどを使い、自分の存在を車に知らせましょう。
- 歩行中、傘を前に倒すと視界を遮ることとなり、思わぬ事故に繋がりますので、しっかりと前を見て、安全確認をしながら歩きましょう。
- 傘を差して自転車を運転することは交通違反です。
傘を差すと、バランスや視界が悪くなり、とても危険ですので、雨の日は合羽を着て運転しましょう。

杵築日出警察署だより

令和8年
6月号

発行
杵築日出警察署
☎ 0977-72-2131

不法就労・不法滞在防止 に理解と協力を

令和8年1月1日現在日本には約6万8500人の不法滞在があり、その多くが不法就労に従事しているとみられています。

不法就労となる3つの場合

- ①在留期限の切れた人などが働く場合
- ②観光客や留学生等が許可を受けずに働く場合
- ③留学生が許可された労働時間を超えて働く場合

※ 不法就労は、本人に加え事業者も、「不法就労助長罪」で処罰されます。

事業者の皆さんへ

- 外国人を雇用する際は、必ず在留カードの確認を徹底して下さい。
特別永住者を除き、在留カードを所持していない場合、原則就労できません。
- 全ての事業主は外国人を雇用・離職した場合は、ハローワークへの届出が必要です。

雨天時は、3つの急に注意！



◇ 対策

- ・ シートベルト等の着用！
 - ・ 安全装備（フレーム等）の設置
 - ・ 飲酒運転の禁止
 - ・ 「作業中も飲んだらおれん」
 - ※ 確実な運転操作とブレーキ（急回転防止）と低速車マーク・反射材を着用しましょう。
- 毎年農繁期になると、トラクタ等の事故が発生しています。農作業中や移動中、帰宅の際は交通事故に気をつけて下さい。

農繁期の交通事故防止